

第 1 回個人請負型就業者に関する研究会において議論された事項

- 調査委託については、企業アンケート、企業ヒアリング、就業者ヒアリングを実施か。

アンケートにおいては

- ・企業側が個人請負型就業者を活用する動機、また今後活用を増やすのであればその理由
- ・個人請負型就業者の使用について、本社が情報を把握しているか。それとも現場（事業所）が管理しているのみか
- ・個人請負型就業者の使用に関し、企業内に統一的な指針は存在するか。
- ・雇用している労働者、請負型就業者が従事する業務に違いは存在するか（同一の業務を、労働者、請負型就業者両者が実施している場合が存在するか。

等を調査。

ヒアリングにおいては

- ・なぜ請負という働き方を選んだのか
- ・メリットは何だと考えているか
- ・課題は何だと感じているか
- ・自身のキャリア形成についてどう考えているか
- ・企業側は、個人請負型就業者について何故活用しているのか

等について、アンケートでは捉えることが難しい、実態に近い側面を明らかにする。

- 研究の範囲は、雇用ではなく自営であるが何らかのワークルールが必要な層について。その際、フランチャイズは除き、基本的に企業と委託契約を結んで人を雇わずに仕事をしている者を対象とする。また、仕事をする場所が自宅である者については今回の研究対象からは外れるか。「新しい働き方」について取り上げることはできるか。
- 第 2 回以降では、調査研究の設計、ヒアリング、裁判例の分析等を行っていく。